

社会福祉法人 植竹会  
軽費老人ホーム重要事項説明書  
〈 年 月 日現在〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0270-20-3316 24時間

※ ご不明な点、何でもおたずね下さい。

## 2. 当施設の概要

|         |               |      |                         |
|---------|---------------|------|-------------------------|
| 名称・法人種別 | 社会福祉法人 植竹会    | 代表者名 | 理事長 島田 幸治               |
| 施設名称    | ケアハウスうえたけ     | 管理者名 | 島田 幸治                   |
| 設置許可番号  | 群馬県指令高第 189 号 | 所在地  | 伊勢崎市馬見塚町 1 1 9 6 - 1    |
| 定員      | 1 5 名         | 電話   | 0 2 7 0 - 2 0 - 3 3 1 6 |

### 3. 職員体制

|      |    |       |    |
|------|----|-------|----|
| 管理者  | 1名 | 生活指導員 | 1名 |
| 介護職員 | 1名 | 事務職員  | 1名 |

#### 4. 利用料金

【別紙】をご参照下さい。

#### 4. 基本方針

(ア) 高齢者と共に社会全体の構成者として個人を尊重し、人間らしさの追求をめざした生活の場とする。

(イ) 利用者が自立意識を維持し、また高めるように、利用者の生活に総合的に関わりまた援助し、且つゆったりとした生活ができるように環境を整える。

(ウ) 地域福祉の拠点として、その役割と責任を担う意識を高め、行政、住民、地域社会、団体等と協力できるようにする。

事業者

〈事業者名〉 ケアハウスうえたけ  
 〈住所〉 〒372-0842 伊勢崎市馬見塚町1196-1  
 〈管理者〉 島田 幸治 印

契約書、及び本書面により重要事項説明を受け、了承しました。

年 月 日 (利用者氏名) 印  
(〈代理人氏名〉 印)

☆利用料金（入所した月日から請求）生活費は一律 46,334 円

電気基本料 780 円 + 使用料

水道基本料 880 円

電話基本料 2,020 円 + 使用料

※11 月～3 月まで冬季加算月額 2,280 円の負担となります。

☆事務費は前年の対象収入に応じ、毎年認定を行います。

（収入 - 必要経費 = 対象収入）

※必要経費とは保険内の医療費や介護サービス 等

☆お食事代は利用料に含まれており、欠食をされた場合は請求より差引きます。

・朝食 220 円 ・昼食 250 円 ・おやつ 50 円 ・夕食 260 円

※欠食をされる際には、欠食希望日前日の 15 時までに欠食届の提出をお願いします。

☆駐車場をご利用の場合、駐車料金として毎月 2000 円の徴収をさせていただきます。

☆外出・外泊をされる際は届け出が必要です。必ず記入の上お出かけください。

☆服薬管理は基本的に自己管理ですが、職員対応となる場合はお薬カレンダーの準備をお願いします。

☆外出時に 18 時を過ぎる場合は届け出時にお話しいただくか、ご連絡をお願いします。

☆短い時間の散歩に関して届け出は不要です。

☆入浴は複数人での入浴となります。入浴日に関しては入浴表をご覧ください。

☆入浴日以外でも希望があればシャワーの使用が出来ますのでお声掛け下さい。

☆ケアハウス職員は原則介護を行いませんが、ケアハウスは在宅の扱いですので

デイサービスやヘルパー等介護サービスをご利用できます。

現在、お使いになっている介護サービスも引き続きご利用可能です。

☆洗濯機、乾燥機が2台ずつございます。いつでもご利用可能です。

☆通帳、印鑑、金銭などは原則本人またはご家族での管理となります。

☆通院は緊急時を除き、本人またはご家族対応となります。

☆火の出るものは火災防止のため持ち込まないでください。

☆粗大ゴミは個人で処分となります。

☆住所変更に関しては個人の判断となります。

生活のことについては「ケアハウスの生活を送るうえでの約束 令和6年作成」や

「よくあるご質問」を参照してください。ご不明な点はお問い合わせください。